

ご意見をお寄せください

パブリックコメントの実施について



吉岡町新型コロナウイルス等 対策行動計画改定(案)

町では、平成27年度に吉岡町新型コロナウイルスエンザ等対策行動計画を策定しました。この度、新型コロナウイルスへの対応を踏まえた関連法の改正や、政府および県の新型コロナウイルスエンザ等対策行動計画の改定に伴い、町行動計画の全面改定が必要になりました。

より良い計画にするために、皆さまからご意見を募集します。計画案は、健康づくり室窓口または町のホームページからご覧いただけます。

▼閲覧・募集期間

12月2日(火)～22日(月)

※窓口での提出と閲覧は、役場開庁時間(平日午前8時30分～午後5時15分)に限りです。

※郵送での提出の場合は、12月22日(月)当日消印有効です。

▼提出方法 任意の用紙に住所、氏名、ご意見を記載しメール・

郵送・FAXで送付、または窓口へ持参してください。

▼公募結果 意見募集結果の公表の際は、個人情報公表はしません。また、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

▼提出・問い合わせ先

T 370-3692

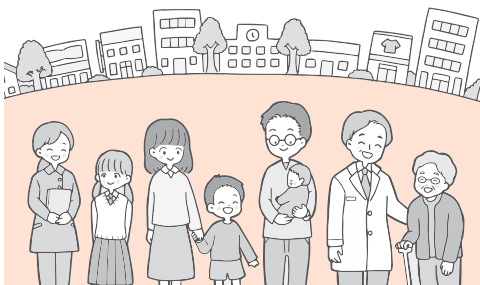
吉岡町下野田560

健康福祉課 健康づくり室

☎ 54-7744 (直通)

FAX 54-8681

✉ kenko@town.yoshiokagunma.jp



知らせよう あなたが あの子の声になる

11月は児童虐待防止推進月間



児童虐待は、早期に発見し、その家庭に対して適切な支援をすることが重要です。地域の住民一人一人が子どもを虐待から守るネットワークの一員です。あなたの一言が子どもと親を救うきっかけになります。

▼児童虐待とは
身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など

▼児童虐待のサイン

- 叩く音や叫び声が聞こえる
- 衣服や身体がいつも極端に汚れている
- 不自然な傷や打撲の跡がある
- 表情が乏しい
- おどおどしている
- 攻撃的な行動が目立つなど

▼相談・通告先

健康福祉課 子育て支援室

☎ 26-2248 (直通)

北部児童相談所

☎ 20-1010

こどもホットライン24

☎ 0120-783-884

☎ 027-263-1100

(携帯電話から)

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189

※通告者の秘密は守られます。

今月の納税

町県民税普通徴収…4期
国民健康保険税
介護保険料 …5期
後期高齢者医療保険料

納期限 12月1日(月)

コンビニエンスストア、PayPay、auPAY、
d払いでも納付できます。また、
便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

定例教育委員会の傍聴

- 日時 11月19日(水) 10:00～
 - 場所 文化センター2階研修室
 - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

〈問い合わせ先〉

教育委員会事務局 教育総務室
☎26-2285(直通)

不要になったものを回収します

廃タイヤ・バッテリー・小型家電の回収



リサイクルの推進および不法
投棄防止を目的に、吉岡町環境
美化推進協議会協力のもと、廃
タイヤ・バッテリー・小型家電を
回収します。

回収品目の詳細および搬入の
注意事項は、町ホームページを
ご覧ください。

▼日時

12月13日(土)

午前9時～11時

▼場所

吉岡町役場北駐車場(北側)

▼費用

廃タイヤ・バッテリーは有料、
小型家電は無料です。

▼問い合わせ先

住民課 住民環境室

☎26・2245(直通)

教育委員会の新体制をお知らせします

教育長の山口和良さんが9月30日で任期満了となり、9月定例議会の同意を得て再任されました。また、同議会の同意を得て、河合乗信さんが10月1日付で教育委員に任命されました。

10月1日、臨時教育委員会が開催され、萩原奈津季さんが教育長職務代理者に指名されました。

新体制は次の通りです

教 育 長 山口和良

職務代理者 萩原奈津季

教 育 委 員 石田利久、八高泉、河合乗信



▲教育長
山口和良



▲教育長職務代理者
萩原奈津季



▲教育委員
河合乗信

▶問い合わせ先

教育委員会事務局
教育総務室

☎26-2285(直通)



電子申請で申請できます

手話通訳者・要約筆記者を派遣します



聴覚障害者が行政手続きや病院受診などで意思疎通の支援を必要とする場合、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザから手話通訳者や要約筆記者を派遣します。利用者の費用負担はありません。

▼対象

町内在住で身体障害者手帳(聴覚・言語・音声機能障害)をお持ちで手話通訳者や要約筆記者が必要な人

▼申請期限

派遣希望日の1週間前まで

▼利用方法

下記の二次元コードから電子申請または申請書を窓口へ提出してください。

※派遣内容の詳細がわかる書類(予約票、開催通知やハガキ、チラシなど)があれば添付してください。

意思疎通支援と合理的配慮

障害者差別解消法により、行政のみならず民間事業者にも合理的配慮の提供が求められています。催事や職場内の研修などは主催者や事業所で原則として対応をお願いします。

▼問い合わせ先

健康福祉課 福祉室

☎ 26・2246 (直通)



▲申請はこちらから



豪雨や台風に備えて
情報の入手方法の確認を

よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

URL <https://plus.sugumail.com/usr/yoshioka/home>
を入力または二次元コードを読み取るか、

t-yoshioka@sg-p.jp へ空メールを送信してください。

登録はこちら



友だち追加はこちら



ほっとメールの
配信内容を町公式
LINEでも見られる
ようになりました。

テレビリモコン

「d」ボタン



テレビのデータ放送を通じて、気象情報や町が発信する防災情報などを見ることができます。また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先 総務課 協働安全室 ☎ 26-2243 (直通)

ちゃんとチェック! 最低賃金

群馬県最低賃金 時間額

1,063円

※令和8年3月1日発効

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室または県内の労働基準監督署へお問い合わせください。
また、賃金引き上げを支援する各種助成金もご活用ください。



▲各種助成金のご案内はこちら

▶ 群馬労働局 労働基準部賃金室 ☎ 027-896-4737